

東讃統合高校の効果的な情報発信業務委託仕様書

1 目的

主に東讃地域の中学生とその保護者（小学 5, 6 年生の保護者含む）をターゲットとして、開校準備中の東讃統合高校について、その魅力が最大限に伝わるように広報活動する。設置される学科、新しい制服、校内の施設、部活動、重視する学習活動等様々な情報を、Instagram 等を通して PR することにより、東讃統合高校の魅力を発信するとともに入学意欲を喚起することを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 履行場所

香川県立石田高等学校、香川県立志度高等学校、香川県立津田高等学校（以下、3 校を合わせて学校という）の他、オンラインにより行う。

4 委託業務内容

(1) 東讃統合高校に関する情報発信

- ・東讃統合高校に入学が想定される主な中学校の生徒、保護者（小学 5, 6 年生の保護者含む）をターゲット層とする。
- ・ターゲット層に最も届く方法・媒体で、現在の開校準備中の様子と、東讃統合高校の来るべき将来の姿を伝える。

(2) 情報発信にかかるコンテンツ作成

- ・コンテンツ（動画等）の時間尺、アップロードの頻度等については、本業務の目的に最も適うものを提案すること。
- ・発信内容は、ターゲット層に訴求力のある内容とし、世界観、映像・写真表現力、ストーリー性等、クリエイティブな質に富んだものにする。
- ・東讃統合高校の魅力を伝える効果的なテーマ・企画について、取材内容、取材スポットもあわせて選定し、提案すること。
- ・中学生に「行ってみたい」と感じさせたり、その保護者に「入学させたい」と感じさせたりする魅力あるコンテンツを作成すること。
- ・発信は単なる周知に留まらず、構成を工夫する等して、東讃統合高校の持つブランド力を高めたり、魅力が直感的に伝わったりする内容とすること。
- ・ターゲット層に適した演出・動画のテンポ等を意識した表現とすること。

(3) その他

- ・その他予算の範囲内で効果的な取り組みがあれば提案すること。
- ・学校で自主的にできる情報発信の方法等についてもアドバイス・支援を行うこと。
- ・本業務に必要な取材許可等は受託者が行うものとし、学校は受託者のみでは業務の遂行が困難な場合のみ協力するものとする。

5 業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、業務を総括し、学校からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めること。

(2) 業務スケジュール

学校とスケジュールを調整して実施し、遂行状況について随時報告を行うこと。

(3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、毎月 1 回程度、学校と定例の打合せを行い、状況に応じて臨機応変に対応すること。また、打合せにあたっては、資料を準備のうえ、事前に学校に共有を行うとともに、打合せ後は議事録及びアクションプランを学校に提出することで、効果的な業務の運営を行うこと。

(4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに学校と協議を行うこと。

6 成果物等

業務完了後速やかに、業務報告書（任意様式。形式は紙媒体及び電子データ。）を成果物として提出すること。

7 留意事項

- (1) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）、意匠権等は、学校に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は、学校が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (3) 成果物は、学校が自由に二次使用できるものとする（著作権法第 20 条の規定による著作権者の意に反した変更、切除その他の改変を受けていないものに限る）。特に県の他事業に当事業の成果物（素材を含む）を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を学校に提出すること。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が学校の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、学校は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 受託者の責に帰すべき理由により、学校、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (6) 本業務においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関して細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付けるものとし、受託者は業務上知り得た情報が第三者に漏洩しないように十分注意すること。
 - ア 業務上知り得た個人情報の秘密を保持し、第三者への情報提供の禁止
 - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- (7) 受託者が業務を実施するにあたり、必要となる経費は、委託料に含めるものとする。
- (8) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (9) 本業務の実施に当たっては、他の業務の経費と区分できるよう、会計関係書類等を整備し、業務完了の日以降に到来する 4 月 1 日から 5 年間保管すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、学校と協議の上、決定する。